平成２３年（フ）第２２２号
仙台市若林区大和町４丁目２番１―608号
債務者　菅原ゆかり
1　決定年月日時　平成23年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第５５０号
仙台市青葉区旭ケ丘２丁目１番17―３号　サンガーデン花201
債務者　三木　州子
1　決定年月日時　平成23年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第５６０号
仙台市宮城野区枡江６番17号
債務者　佐藤　忠幸
1　決定年月日時　平成23年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第５９０号
宮城県名取市増田１丁目７番２号　藤コーポＮＯ１―10号、従前の住所宮城県名取市上余田字千刈田86番地の１　ＫＭＤ壱番館103号
債務者　榊原美由紀
1　決定年月日時　平成23年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１８１号
山形県南陽市宮内3115番地の９、住民票上の住所山形県山形市南松原１丁目９番地６５―302号県営住宅５
債務者　清水　眞也
1　決定年月日時　平成23年６月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２３年（フ）第４９号
山形県米沢市直江町６番35号
債務者　塩原　　進
1　決定年月日時　平成23年６月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２３年（フ）第５０号
山形県米沢市直江町６番35号
債務者　塩原　定子
1　決定年月日時　平成23年６月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２３年（フ）第５９号
山形県米沢市窪田町窪田1435番地の12　ハイツ美空207号室
債務者　齋藤　秀寿
1　決定年月日時　平成23年６月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２３年（フ）第６３号
山形県長井市横町１番22号　メゾン・グランデＫ103号
債務者　内谷　昌春
1　決定年月日時　平成23年６月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２３年（フ）第７６号
福島県伊達郡川俣町字中丁32番地の４、申立時の住所福島県伊達郡川俣町飯坂字下戸ノ内30番地の３　２号
債務者　黒江　　綾（旧姓佐藤）
1　決定年月日時　平成23年６月24日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで
福島地方裁判所

平成２３年（フ）第１２４号
福島市蓬莱町４丁目４番22―16号
債務者　舘　　順一
1　決定年月日時　平成23年６月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで
福島地方裁判所

平成２３年（フ）第１３０号
福島県伊達市保原町字４丁目32番地２　グリーンハイツ２―１号、従前の住所福島県伊達市保原町字旭町68番地１
債務者　菅野　恵子
1　決定年月日時　平成23年６月24日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで
福島地方裁判所

平成２３年（フ）第２８５号
茨城県東茨城郡城里町大字上泉127番地
債務者　飯村真喜子
1　決定年月日時　平成23年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第２９４号
茨城県ひたちなか市大字三反田3326番地　県営三反田アパート11―２―１
債務者　飯村　雅江
1　決定年月日時　平成23年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第２９８号
茨城県水戸市見川５丁目295番地の２　市営見川住宅４棟３―１号
債務者　野上　礼子
1　決定年月日時　平成23年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第３０１号
茨城県ひたちなか市大字中根3600番地289
債務者　長倉　信子
1　決定年月日時　平成23年６月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで
水戸地方裁判所

平成２３年（フ）第２８号
茨城県日立市日高町５丁目８番２号
債務者　大内　　勝
1　決定年月日時　平成23年６月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年８月22日まで
水戸地方裁判所日立支部